

## 入札契約制度の改正について

令和元年5月24日

測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法を次のとおり改めます。

### 1 改正内容

#### (1) 測量、建設コンサルタント業務等の最低制限価格基準率

- ・改正前の最低制限価格基準率 0.70
- ・改正後の最低制限価格基準率 0.72

#### (2) 対象となる業務

測量・土木設計・建築設計・地質調査・補償

#### (3) 最低制限価格の算定方法

最低制限価格(税抜) = 予定価格(税抜) × (最低制限価格基準率 - (0.002X + 0.0002Y))

X及びYは、0から9までの変数で、開札時に電子くじによって決定します。

### 2 改正時期

令和元年6月1日以降の入札公告・指名通知分から